

令和元年10月1日から

幼稚園に通う3～5歳児の保護者の皆様へ

保育料が無償化されます。

【対象者・利用料】

- 幼稚園を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

- 給食費は引き続き保護者負担となります。

- 保育料は無償になりますが、給食費、行事費、通園バス代などは、これまでどおり保護者の負担になります。

給食費3,700円・・・副食(おかず)3,300円 主食(ごはん)400円

ただし、以下の方については、**副食費(おかず)**が免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯の子どもたち(注1)

- ・すべての世帯の第3子以降の子どもたち(注2)

(注1) 年収360万円未満相当世帯とは、幼稚園保育料では第1～3階層です。

(注2) 第3子とは、小学3年生以下で最年長の子を第1子と数えて3番目の子ども。

※副食費が免除になる世帯には、町から通知を送付します。

幼稚園のほかに認可外保育施設等を利用している場合

【対象者・利用料】

- 幼稚園に通いながら、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されている場合、無償化の対象となる可能性があります。

- 無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定(2号認定)」を受けるための申請が必要**です。申請書、就労証明書等の様式をお渡ししますので、子ども支援課までご連絡ください。

※現在お持ちの1号認定では、認可外保育施設等を利用しても無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額1.13万円までの利用料が無償化**されます。